

# 憲 法

## 解答上の注意

1. 問題用紙は2頁、解答用紙は1枚、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 小問1、小問2すべてに解答してください。小問1、小問2の配点比率は1：1です。
4. 解答は横書きにしてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、提出してください。
5. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

## 問題

2015 年、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律、および公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、国民投票権および選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられるに至った。これに伴い、文部科学省は、従来、高校生の政治的活動等の全面的な制限・禁止の必要性を通知していた「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（「旧通知」）を廃止し、新たに「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（以下「新通知」）を発出し、18 歳以上の高校生の選挙運動・政治活動・投票運動（以下「政治的活動等」）を限定的に認めるに至った。

新通知によれば、今後は高校生が国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待されるが、高等学校が教育を目的とする施設であること等を踏まえると、高校生の政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける。具体的には、①学校の授業及び部活動・生徒会活動等の教育活動の場を利用して行う場合は、政治的中立性を確保する必要から、禁止の必要がある、②放課後や休日等であっても学校の構内で行う場合は、学校教育上の支障が生じないように、制限又は禁止の必要がある。また、③放課後や休日等に学校の構外で行われる場合であっても、(i) 違法若しくは暴力的なもの又それらになるおそれが高いもの、(ii) 生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があるもの、(iii) 他の生徒の学業や生活などに支障があるもの、(iv) 生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があるもの、とそれぞれ認められる場合には、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切な指導が求められるとしている。

この通知を受けた A 県教育委員会は、県内の全公立高校に「政治的活動等に対する生徒指導に関する校則等の見直しについて」と題する文書を配布した。それによると、(1) 校内での政治的活動等については禁止とする、(2) 校外での政治的活動等については、許可・届出を要するものとし、(ア) 違法なもの、暴力的なもの、(イ) 学業や生活に支障があるもの、(ウ) 学校教育の実施に支障があるもの、となるおそれが各々認められる場合には不許可となる。かかる文書を配布した結果、県内の全公立高校が、上記と同内容とする校則変更を行った。なお、文部科学省の公表する「新通知に関する Q&A」には、学校教育の目的の達成の観点から政治的活動等を「構内では禁止する」と校則で定めることも不当ではないこと、放課後・休日等に学校の構外で行われる政治的活動について、届出をした者の個人的な政治的信条の是非を問うようなものでない限り、届出制とすることも許されるとあった。

X は、A 県 B 公立高校に通う 18 歳の日本国民である。X は、政府が福島第一原発からの処理水の海洋放出を決定したことに反発している。X の信条は、気候変動のような環境問題は資本主義による経済成長に起因しており、行きすぎた資本主義を見直す必要があるというものである。そこで、X は、放課後に B 高校の構内で、「処理水海洋放出反対！」と題した文書を、18 歳以上の生徒に対して許可なく配布したところ、校長 Y は、これが上記 (1) に対応する校則の規定に違反するとして、所定の手続を経た上で、X を訓告の懲戒処分とし

た（処分①）。さらに、Xは、休日に学校の構外で行われた処理水放出に反対する野党が主催するデモに学校への届出なく参加したところ、その事実が学校に知られる結果となった。そこで校長Yは、Xの担任から聞き取り調査を実施したところ、最近のXは政治的活動に没頭する余り授業でも居眠りが続いており、家に帰ってからも同高校の18歳以上の友人に対して頻繁に自己の政治的主張についてメールなどを行っているようであるとの回答を得た。そこで校長Yは、Xが上記(2)に対応する校則の規定に定める届出義務に違反したこと、およびデモ参加は「学業や生活に支障がある」、「学校教育の実施に支障がある」おそれがそれぞれ認められるもので不許可事由に当たることを理由に、所定の手続を経た上で、Xを停学処分1週間とした（処分②）。

#### 小問1

あなたがXの依頼を受けた弁護士であるとして、Xの立場からどのような憲法上の主張が可能かを述べなさい。

#### 小問2

〔小問1〕で述べられた憲法上の主張に対するYからの反論を想定しつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

なお、いずれの設問でも、司法権の限界については、論じる必要がない。また、懲戒の基準は明確であり、基準は生徒や保護者に周知されていたことを前提とする。